

平成 27 年度 第 1 回 都留市総合教育会議会議録

日 時 平成 27 年 6 月 29 日 (月) (午後 3 : 00 ~ 3 : 23)
場 所 市役所 2 階 市長公室

出席者

(市長)

堀 内 富 久

(教育委員)

委 員 長 関 口 稔 夫

委員長職務代理者 小 林 重 雄

委 員 日 向 丈 夫

委 員 小 林 孝 次

委 員 赤 澤 敬 子

教 育 長 梶 原 清

(説明者)

教 育 次 長 杉 田 健 二

学 校 教 育 課 長 長 坂 文 史

(事務局)

総 務 部 長 山 口 稔 幸

企 画 課 長 紫 村 聡 仁

企 画 課 長 補 佐 山 口 哲 央

企 画 担 当 笠 井 貴 志

企 画 担 当 佐 藤 知 哉

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 都留市総合教育会議運営要綱 (案) について

(2) 都留市教育大綱策定方針 (案) について

(3) その他

4 その他

5 閉会

(午後 3 時開会)

○総務部長

それでは、定刻となりましたので、第 1 回 都留市総合教育会議を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務部長の山口と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております、次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、市長からごあいさつを申し上げます。

堀内市長、よろしくお願いいたします。

○市長

本日は、都留市総合教育会議を開催しましたところ、大変、ご多用の中ご出席を賜り、ありがとうございます。また、日ごろより本市の教育行政の推進に、ご尽力いただいておりますことに対し、この場をお借りし、厚く御礼を申しあげます。

さて、本市は、郡内の政治・経済、歴史・文化の中心として多くの文化的遺産を今に引き継ぎ、また、県立臨時教員養成所を端緒とする都留文科大学を生み育ててきた教育文化的風土を兼ね備えたまちであります。

こうして築き上げられた歴史と文化、教育を次の世代に着実に伝え、更に深化発展させることが本市の優位性を高めるものであり、これまでも、様々な施策に取り組んでまいりました。

この根幹をなす都留文科大学においては、この 3 月に今後 6 年間の「第 2 期中期目標」を策定し、「魅力あふれる大学」を目指し、新たにスタートを切ったところであります。

また、山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス、県下最大の都留興譲館高校、さらに健康科学大学看護学部の開設などの知的資源の集結により、本市の教育環境は大きな発展期を迎えています。

本市では、このような本市の教育的な強みを活かし、移住を希望する都市部の高齢者の転入を促進させ、人口減対策や地域経済の活性化、さらに新たな地域の担い手の発掘・育成などにつなげる「大学連携型都留市版 C C R C 構想」を打ち立てました。

この取組は移住者だけのものではなく、全体で推進することにより、生涯学習や社会活動、世代を超えた交流等を通じて、この地に住むすべての方が、健康的で快適な暮らしが実現できるものと考えております。

今後とも、保育園、幼稚園から大学院に至るまでの様々な教育機関が連携し、そこに住む住民の「学びの場」を創出することに

より、本市の優位性に磨きが掛かるとともに、人々の多様な個性・能力が開花し、人生の豊かさを実感できる環境が整うものと考えております。

この総合教育会議において、行政と教育委員会が共に手を携え、本市の教育行政の在り方や人材育成などについて協議し、本市の教育の発展が図られることを心より願ひまして、あいさつとさせていただきます。

○総務部長

ありがとうございました。

○総務部長

ここで、本会議の事務局職員の紹介させていただきます。

職員はその場にて起立してください。

(企画課長自己紹介、そのほかの職員は課長より紹介)

それでは、どうぞよろしく願ひいたします。

また、本日は、説明者として、杉田教育次長及び長坂学校教育課長の出席をお願いしております。

○総務部長

それでは、これから会議に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、市長に願ひしたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○議長（市長）

それでは、議事進行役を務めさせていただきます。

議事の前に本日の議事録の署名する委員の指名を行います。会議録の署名は、関口委員を指名いたします。よろしく願ひいたします。

○議長（市長）

それでは、議事に入ります。本日の議題は、

「都留市総合教育会議運営要綱（案）について」及び

「都留市教育大綱策定方針（案）について」となっております。

はじめの議題として、(1)「都留市総合教育会議運営要綱（案）」について協議いたします。事務局より説明を求めます。

○企画課長

議題「(1) 都留市総合教育会議運営要綱（案）」について

それでは、都留市総合教育会議運営要綱の案についてご説明いたしますが、この会議の根拠となります「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正について、既にご承知のことと存じますが、簡単にご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、その名のとおりに、

地方教育行政の基本的な実施体制を定めている法律であり、この地方教育行政法が60年ぶり改正され、平成27年4月1日から施行されました。

この改正には大きく4つのポイントがあります。右肩に「資料5-2」とある「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）の中面をご覧くださいと思います。

1つ目のポイントといたしまして、教育行政の責任体制を明確化するため「教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置」することとされております。

2つ目のポイントといたしまして、「新教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」を図るため、「教育委員が会議の招集の請求することが可能」とし、また、「教育長が事務の執行状況を教育委員会に報告する」、「会議の公表」などの規定が設けられました。

3つ目のポイントといたしまして、組長と教育委員が協議・調整する場として「総合教育会議」を設置することとされました。

4つ目のポイントといたしまして、この「総合教育会議」において教育委員会と協議し、教育に関する総合的な施策の「大綱」を組長が策定することとされました。

3つ目のポイントであります「総合教育会議」につきましては、法律により、その性格やその設置内容、構成員等を規定していることから市の条例を制定する必要はありませんが、同法第1条の4第9項において、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。」こととされていることから、この総合教育会議に付しまして「都留市総合教育会議運営要綱」を定めるものであります。

お手元資料の「都留市総合教育会議運営要綱（案）」をご覧ください。

第1条は、「趣旨」といたしまして、「地方教育行政法に基づき、総合教育会議の運営に関し定める」ことといたします。

第2条では「所掌事務」といたしまして、

1つ目に「教育、学術、文化、スポーツの振興に関する大綱の策定」に関する事、2つ目に「地域の実情に応じた、教育、学術、文化、スポーツの振興を図るための重点的な施策」に関する事、3つ目に「児童・生徒等の生命、身体に現に被害を生じ、または生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急時に講ずるべき措置」に関する事の3点における協議と事務の調整を行うことといたします。

第3条として「構成員」については市長と教育委員会をもって

構成するものといたします。

第4条の「議長」は市長または市長が指名する方とします。

第5条の「会議の通知及び告知」については、市長が時間・場所を指定し、通知することといたします。

第6条として「会議」につきましては、原則1日としておりますが、必要に応じて会期を延長することができることといたします。

第2項では、教育委員会側から市長に対し、会議の招集を求めることができる旨を規定し、また、第3項において、緊急時には市長と教育長のみで開くことが出来ることといたします。

さらに、第4項では、協議にあたり必要があるときは学識経験者からの意見を聴くことができることといたします。

第7条では、「会議の公開」について規定しております。原則公開といたしますが、必要と認められる場合につきましては、出席者の3分2以上の同意を得て、会議の全部又は一部を非公開とすることができることといたします。

第8条につきましては、「傍聴」に関する規定となっており、その手続や内容については、「都留市教育委員会傍聴人規則」を準用することといたしております。

第9条については、「会議録の作成」について規定し、会議録等については公開することといたします。

第10条では「庶務」については総務部企画課にて処理することといたします。

第11条では、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項がある場合には、別に定めるといたします。

附則として、本日の総合教育会議でご決定いただければ、本日付けで施行したいと考えております。以上です。

○議長（市長）

ただ今、事務局から説明がありましたが、本会議を設置する根拠となっております法律の説明と、本会議の運営要綱を定めることについての説明がありましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

（質問等なし）

○議長（市長）

それでは、要綱については本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（市長）

それでは、案のとおり決定いたします。

○議長（市長）

引続きまして、議題（２）都留市教育大綱策定方針（案）について協議します。事務局より説明を求めます。

○企画課長

議題「（２）都留市教育大綱策定方針（案）」について

それでは、都留市教育大綱策定方針の案についてご説明いたします。

まず「１ 策定の趣旨」について朗読させていただきます。

「地方公共団体の長は、地域の民意を代表する立場であるとともに、教育行政に関して教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行権や条例提案権などの重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との関わりも深く、この意味でも首長と教育委員会との連携の強化が求められている。

このような中、平成２７年４月１日から改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、首長に教育大綱の策定が義務付けられたが、これは、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策に対し、地域住民の意向をより一層反映させるとともに、総合的な推進を図ることを目的としているためである。

本市においては、県立臨時教員養成所を端緒(たんしょ)とする現在の公立大学法人都留文科大学を生み育ててきた教育文化的風土を兼ね備えており、これから未来に向かってこれを着実に深化発展させ、次世代に引き継ぐことが、本市の教育行政の優位性を高めていくことになる。

このようなことから、地方教育行政法において義務付けされた大綱については、これら本市における教育行政の優位性と課題等を踏まえた上で、教育政策の方向性を明確化するために策定するものとする。」

以上が策定の趣旨であります。この教育大綱につきましては、平成２７年４月に市の教育委員会が策定しました「都留市教育振興基本計画」における目標や施策の方針と関連していることから、まず学校教育課長にこの教育振興計画の概要について説明していただきたいと思っております。

○学校教育課長

それでは、概要についてご説明をいたします。

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「第2期教育振興基本計画」及び県の「新やまなし教育振興プラン」を参酌し策定をしております。

策定にあたっては、学校教育関係者だけでなく、社会教育、文化・スポーツ関係の代表者らによる策定委員会を設置する中で、教育長が諮問をし、本年2月の答申を得て、最終的に教育委員会議において決定をいたしております。

この計画では、現在の教育を取り巻く社会状況や本市教育の現状と課題を洗い出し、新しい時代にふさわしい教育行政の在り方や施策の基本的方向性を明らかにするものであります。

また、対象年度は、本年度、平成27年度から平成31年度までの5年間を目標年度としております。

次に基本理念について、ご説明いたします。

お手元の資料（振興基本計画）の18ページをお願いします。

この計画では、まず「基本理念」があり、その下に2つの「基本目標」があります。また、それを実現するための10の「基本方針」と52の「具体的な施策」を示しております。

基本理念では、「学び あふれる つるの人づくり」といたしました。

「学び」につきましては、学校教育だけでなく、生涯にわたって学ぶ、生涯学習の意味合いもあります。

「あふれる」につきましては、本市は、都留文科大学を核として、県立産業短期大学校都留キャンパス、健康科学大学看護学部、県内最大規模となる都留興譲館高校など、幼稚園、保育園、小中学校と併せ、教育機関が充実しています。

また、本市の人口の内、都留文科大学学生の割合は多く、学生の街でもあります。さらに体育協会、文化協会に所属する団体も大変多いことから、「学び あふれる」としております。

「人づくり」は、教育ということであり、このようなことから、基本理念は、「学び あふれる つるの人づくり」としております。

基本目標につきましては、1で「生きる力を育む学校教育の推進」として、学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携を目標としております。

2では、「地域の教育力を高める生涯学習の推進」として、生涯学習の推進、スポーツ、文化・芸術の振興を目標としております。

これらの基本理念、基本目標を達成するために、10の基本方針及び、その具体的な施策として、52の施策を示しております。

○企画課長

また、これらの施策については、目標となる指標を定めております。施策の実施と評価につきましては、PDCAサイクル、計画、実行、評価、改善の4段階を繰り返すことにより、施策、事業を継続的に改善していくものとしております。

以上のように、この計画では、本市の教育、文化・芸術の振興に関する総合的な施策について、その方向性と具体的な施策について示しており、この計画を羅針盤に、教育施策に取り組んでいるところであります。以上です。

ありがとうございます。それでは、都留市教育大綱策定方針(案)に戻っていただき、「2 基本的な考え方」に移らせていただきます。まず、考え方として(1)大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、本市の教育課題、教育環境等の独自性を踏まえ、本市の実情に応じて定めるものいたします。

(2)次に四角枠の参考のところでお示しいたしてありますが、大綱策定については、国の通知において、「教育振興基本計画」の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、大綱に代えることができることとされています。

本市の場合、さきほど学校教育課長から説明がありました、「都留市教育振興基本計画」が、教育大綱に概ね該当するものと位置づけることができるものと判断し、この教育振興計画を基準に据えて、大綱を定めていきたいと考えております。

(3)大綱が対象とする期間は、市長の任期や国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを考慮し、4から5年程度の期間を想定します。

(4)大綱に関しては、この総合教育会議において十分に議論・調整を尽くして策定するものとします。

続いて「3 教育大綱策定スケジュール」についてでございますが、本日1回目の総合教育会議を開催させていただきました。

今後は、現在策定中の第6次長期総合計画基本構想との調整や国や県、他市町村、特に公立大学を有している自治体の策定動向を注視しながら、改正後の地方教育行政法に基づく「新教育長」就任後の10月12日以降に2回目の「教育総合会議」を開催し、そこで大綱の素案をお示ししたいと考えております。

その後、パブリックコメントを経て、寄せられた市民の皆様

の意見を反映した上で市長が大綱を決定し、11月下旬の3回目の総合教育会議にて決定した大綱をお示ししたいと考えております。以上です。

○議長（市長）

ただ今、事務局から説明がありましたが、大綱の策定については、市教育委員会が策定しました「都留市教育振興基本計画」を基準とすること、また本市が持つ、教育的風土などの優位性を踏まえ、教育政策の方向性を明確にしていくことなど、「策定方針の説明」及び「策定までのスケジュール」が示されましたが、何かご質問等ございますか。

（質問等なし）

○議長（市長）

それでは、策定方針については本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市長）

それでは、案のとおり決定いたします。

○議長（市長）

それでは（3）その他として、何かございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市長）

それでは、本日の議事は、終了したいと思います。皆様方には、会議運営につきまして、ご協力を賜りましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

○総務部長

ありがとうございました。

「4 その他」でございますが、皆さま方から、何かございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○総務部長

それでは、本日の日程が無事終了いたしました。

委員の皆様方には、慎重審議していただきましてありがとうございました。以上で、会議を終了させていただきます。

（午後3時23分閉会）